

和歌山県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者等に対して診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者等の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的とする。

(対象患者)

第2条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。）第5条に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

(治療研究の期間)

第3条 治療研究の期間は、同一患者につき1か年を限度とする。ただし、必要と認められる場合は、その期間を更新できるものとする。

(実施方法)

第4条 県は、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究を行うに適切な訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより行うものとする。

2 前項の費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条に規定する訪問看護療養費を算定している場合には原則として1日につき4回目以降（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）の訪問看護について、患者1人当たり年間260回（次項に掲げる特例措置として実施する場合を含む。）を限度として、次により支払うものとする。

なお、複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合には、第2号から第5号までに掲げる該当区分の費用を支払うものとする。

- | | |
|---|----------------|
| (1) 医師による訪問看護指示料の額 | 1月に1回に限り3,000円 |
| (2) 訪問看護ステーションが行う保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき8,450円 |
| (3) 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額 | 1回につき7,950円 |
| (4) その他の医療機関が行う保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき5,550円 |
| (5) その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額 | 1回につき5,050円 |

3 前項の規定にかかわらず、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

(1) 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 1回につき2,500円

(2) 准看護師による訪問看護の費用の額 1回につき2,000円
(申請及び決定)

第5条 対象患者として前条の治療研究費の補助を受けようとするときは、在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書(別記第1号様式)に診療報酬対象外の訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書(診療報酬対象分と対象外の分を含む訪問看護計画書をいう。)を添付の上、所轄保健所長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、別に定める対象患者認定基準に照らしてその内容を審査し、当該結果を申請者及び研究実施訪問看護ステーション等医療機関に通知するものとする。

(報告)

第6条 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別の在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書(別記第2号様式)を所轄保健所長を経由の上、知事に提出するものとする。

(治療研究費の請求及び支払い等)

第7条 訪問看護ステーション等医療機関は、対象患者の治療研究を行ったときは、在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護指示料請求書(別記第3号様式)及び在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護費用請求書(別記第4号様式)により、所轄保健所長を経由して知事に請求するものとする。

2 知事は、請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書の内容を審査し、治療研究費を支払うものとする。

(関係者の留意事項)

第8条 この事業によって知り得た事実の取扱いについては、対象患者等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮し、特に個人が特定されうるものに係る情(個人情報)の取扱いについてその保護に十分配慮するよう、慎重に行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年7月15日から施行し、平成11年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月5日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱の規定は、平成12年度4

月分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月4日から施行し、この要綱による改正後の規定は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月23日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱規定は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱の規定は、平成20年の在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。